

制度 拡充

令和6年度 児童手当の制度改正の概要

令和6年10月（12月支給分）より
支給対象や支給額等が拡充します

★拡充内容	拡充前（～令和6年9月）	拡充後（令和6年10月～）
対象児童年齢の拡大	15歳の年度末 （中学校修了）まで	18歳の年度末 （高校卒業程度）まで
所得制限の撤廃	制限あり	制限なし
多子加算の増額	3人目以降 15,000円（月額）	3人目以降 30,000円（月額）
第3子以降の数え方 （カウント方法）の変更	18歳に到達した年度末 （高校卒業程度※1）までの 子どもから数えて第3子以降	22歳に到達した年度末 （大学卒業程度※2）までの 子どもから数えて第3子以降
支払回数の増加	年3回 （2月・6月・10月）	年6回 （2月・4月・6月・8月・ 10月・12月）

- ※1 高校卒業程度：令和6年度は平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子
 ※2 大学卒業程度：令和6年度は平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

★支給額の例（子どもが4人の場合）

拡充前 令和6年 9月まで	子どもの年齢	21歳	17歳	14歳	12歳
	児童の数え方	算定対象外	第1子	第2子	第3子
	支給月額	支給対象外	支給対象外	10,000円	15,000円



拡充後 令和6年 10月から	子どもの年齢	21歳	17歳	14歳	12歳
	児童の数え方	第1子	第2子	第3子	第4子
	支給月額	支給対象外	10,000円	30,000円	30,000円

⚠ 全ての方が自動的に受給できるものではありません ⚠